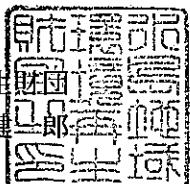


2007年6月25日

倉敷市長
古市健三 様

(財) 水島地域環境再生財團
理事長 森瀧健一郎



「水島地区まちづくり活動支援業務委託者選定要領」に対する意見書

別紙のとおり、倉敷市は水島地区まちづくり活動支援業務委託者を公募されましたが、参加資格要件ならびに仕様書につきまして、以下のとおり意見を提出いたします。文書でご回答を下さいますようよろしくお願ひします。

記

1. 委託者要件について

委託者については、まちづくり NPO 法人とコンサルタントとなっている。しかし、NPO 法人で「法人格」を示しながら、一方で法人・非法人という区分とは別次元の「業種」を意味する「コンサルタント」を並列して挙げている。論理的に問題があり、この点参加資格の区分が極めて曖昧で、わかりにくいものになっている。

つまり、公益法人（財団法人・社団法人）や協同組合等であっても、コンサルティングを業務として実施できる団体であれば応募できるはずであるが、担当課からの説明では、公益法人・協同組合とも応募資格はないとのことであった。

本事業のように、公益性が求められる事業では、多様な主体から提案が出され、その中から優れたものが選定されるようにすべきであり、このような形で委託者要件を限定すべきではない。

2. 参加資格要件について

NPO 法人の参加資格要件として、「岡山県内に主たる事務所を置き、かつ、水島地区に事務所を置いていないこと」が挙げられている。担当課からの説明では、その理由は中立性・公平性を担保するためとのことであった。しかし、この事業に関しては、事務所が立地する地域によって参加資格が厳しく限定されるべきではない。なぜなら、中立性・公平性は事務所の立地によって規定されるべきではなく、むしろ設立の目的や活動内容こそが、その判断材料にされるべきものだからである。

また、コンサルタントについては、その立地による限定がなされていないが、担当課が説明する理由を貫こうとする限り、条件は統一されるべきである。

参加資格要件が、NPO 法人とコンサルタントとで異なっているが、これは著しく公平性を欠くものであり、今後同様の選定を行う際には必ず改めていただきたい。

3. 国の見解について

まちづくり交付金事業の担当課である国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課から「まちづくりを支援するための交付金を交付しており、公害のない健康なまちづくり・環境再生のまちづくりを進める事業に対しても、積極的に支援したい」という発言があった（2007年6月5日「第32回 全国公害被害者総行動デー」国土交通省交渉）。水島地域において、まちづくりを考える上では、公害健康被害補償法の旧指定地域であることからもわかるように、この地域は公害地域であり、この視点は絶対に欠いてはならないものである。当然、どのような団体に委託されるにせよ、都市再生整備計画にも、住民の健康が守られ、公害地域の環境再生に貢献するべきものであるということが基本視点として必ず盛り込まれなくてはならない。仕様書には、業務推進にあたって水島地区の特性を活かすまちづくりが考慮要件として挙げられているが、國の方針も十分に理解した上で、この計画を実行することを求めたい。

以上

財団法人 水島地域環境再生財団
〒712-8034 岡山県倉敷市水島西栄町 13-23
TEL : 086-440-0121 FAX : 086-446-4620
E-mail : webmaster@mizushima-f.or.jp